

# 住宅用太陽光発電施設設置費補助金について 町づくり推進係

町では、町民が住宅に太陽光発電システムを新たに設置するのに要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。



## 申請受付期間

平成25年4月22日(月)～平成26年2月28日(金)  
補助金の申請額が予算額(300万円)を超えた時点で、申請の受付を停止します。

## 補助金額

太陽電池モジュールの公称最大出力1kW当たり2万円を助成。ただし、10万円を限度とします。

## 対象者

町内において、自らが居住する住宅に補助対象システムを設置しようとする個人。

## 対象経費

補助金の交付決定を受けてから工事に着手し、平成26年3月31日までに完成する太陽電池モジュール、架台、接続箱等の購入・据付の工事に要する経費で、国が助成する住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の申請をするもの。

## 申請方法

補助金申込に係る各種書類は、立科町役場町づくり推進係へ提出してください。申請書等は、役場窓口またはホームページからのものをご利用ください。

## お問い合わせ・お申し込み先

町づくり推進係 TEL.0267-56-2311  
FAX.0267-56-2310



## 空き家を貸したい方・売りたい方 「空き家バンク」を活用してみませんか

町づくり推進係

### 立科町空き家情報登録制度

町内の空き家を活用して、定住の促進と地域の活性化を目的に、立科町空き家情報登録制度を実施しています。

この制度は、賃貸又は売却を希望する物件情報を、所有者から受け、町の空き家バンクへ登録しホームページ等に掲載して、空き家の情報を提供していく制度です。利用希望者との交渉や契約は、町と協定を結んだ専門業者に仲介を依頼するか、当事者間で行う事とし、町による仲介業務は行いません。

空き家の賃貸又は売買を希望される所有者の方がいらっしゃいましたら、町づくり推進係までご連絡ください。

### 【空き家バンクの登録から契約まで】

- ① 賃貸、売却物件の登録申込書(所有者)
- ② 現地調査(所有者・立科町職員・仲介業者)
- ③ 空き家バンク登録
- ④ 空き家情報の公開(町ホームページなど)
- ⑤ 利用登録申込(利用希望者)
- ⑥ 利用登録者に登録物件情報の提供
- ⑦ 利用物件申込(賃貸・売買希望者)
- ⑧ 利用物件申込者情報を所有者へ提供
- ⑨ 仲介業者又は、当事者により契約の交渉・締結

